

令和8年2月3日
教 育 環 境 課
教 育 指 導 課

水泳学習の実施形態及びプール施設整備の見直しにおける実証実験について

1 主旨

現行、区教育委員会では、令和6年2月5日に文教常任委員会に報告した「世田谷区立学校のプール施設整備と水泳授業等のあり方について（以下「プール・水泳授業のあり方」という。）」に沿ってプール施設整備及び水泳授業等を進めている。

しかしながら、昨今の酷暑の状況が想定を超えており、また、学校の改築にあたり予定校の敷地面積が小規模の場合もあるなど、プール・水泳授業のあり方について屋内民間施設及び区営プール（以下「（公・民）プール」という。）活用の可能性について早急に検討を進める必要が生じている。

このような状況から、プール・水泳授業のあり方の一部改訂に向けて、今後、想定される水泳学習の実施形態として屋内（公・民）プールの利用を視野に、学習機会と同レベルの授業内容の確保、経費、教員への負担の度合い等の観点から実証実験を行い、見直しに取り組む。

あわせて、プール・水泳授業のあり方のなかで、根本的な見直しを図っていくこととしている夏季水泳指導についても、検討を行う。

2 水泳学習の実施形態及びプール施設整備の見直しにおける実証実験

（1）実証実験の目的

プール・水泳授業のあり方の見直しにあたり、今後、想定される水泳学習の実施形態である屋内（公・民）プールを利用する場合でも、自校プールでの水泳学習と同等の学習の機会が確保できること、また、教員の負担度合い、経費等、効果があるか実証実験を行う。

あわせて、酷暑により、夏季休業中に任意で実施している水泳補習が実施できない現状における水泳学習への影響について検証する。

（2）実証実験における検討の視点

- ・屋内（公・民）プールで水泳学習を実施することを基本とし、自校以外のプールを活用する際は、インストラクターの活用を視野に入れる。
- ・また、既存校で自校以外のプールの活用が困難な場合は、暑熱対策等の対応を施した屋外プールを活用する。

（3）検証内容

実施校	検証内容	指導
①自校の屋内温水 プールを利用 ・玉川中学校	○プールの管理業務を外部が担うことでの効果 ・教員の負担軽減 ※アンケート調査のみ実施	教員
②他校の屋内温水 プールを利用 ・玉川小学校	○他校のプールを活用する際の支援の在り方 ・体育学習としての効果の維持 ・授業時間数の持ち方 ・教員の負担軽減（安全管理、技能指導、環境整備、引率支援）	インス トラク ター 及び 教員

	<ul style="list-style-type: none"> ・移動時の配慮事項（距離、ルート、幹線道路等の有無、高低差時間、交通量、安全管理、特別な配慮を要する児童への対応） ・他校の屋内温水プール利用可能校の抽出 	
③民間の屋内温水 プールを利用 ・八幡小学校 ・世田谷小学校 ・瀬田中学校	<ul style="list-style-type: none"> ○民間プールを活用した際の効果 <ul style="list-style-type: none"> ・体育学習としての効果の維持 ・授業時間数の持ち方 ・教員の負担軽減（安全管理、技能指導、環境整備、引率支援） ・移動時の配慮事項（距離、ルート、幹線道路等の有無、高低差時間、交通量、安全管理、特別な配慮を要する児童への対応） ・民間の屋内温水プール利用可能校の抽出 	インス トラク ター 及び 教員
④夏季水泳指導の 見直し ・屋外プール実施 校	<ul style="list-style-type: none"> ○夏季水泳指導を廃止する場合の影響 <ul style="list-style-type: none"> ・夏季水泳指導（任意補習）を実施しない場合の影響 ・屋外プールでの授業で必要な支援 	教員

3 令和8年度予算 経費概算（案） 28,826千円
水泳学習の実施形態及びプール施設整備の見直しにおける実証実験にかかる経費

4 今後のスケジュール（案）

令和8年

5月～7月 実証実験の実施

9月 区立学校のプール施設整備と水泳授業等のあり方について（一部改訂素案）

11月 区立学校のプール施設整備と水泳授業等のあり方について（案）

令和9年

2月 区立学校のプール施設整備と水泳授業等のあり方について（一部改訂）